

## 談合情報対応マニュアル

工事の請負等に関わる入札・契約の適正な執行を期し、入札談合に関する情報（以下「談合情報」という。）に対して、迅速的確に対応をするために、標準的な事務処理マニュアルを定める。

### 1. 基本原則

- (1) 談合情報として対応する情報は、対象工事が明らかであり、次のいずれかに該当する情報とする。
  - ① 談合に関与したとされる業者名あるいは落札予定とされる業者名が明らかであるもの。
  - ② 談合が行われたとされる日、場所及び方法が明らかであるもの。
  - ③ 落札予定金額として、設計金額に近い額を示しているもの。
  - ④ その他、談合に参加した当事者以外に知り得ないとおもわれるもの。
- (2) 談合情報については、別に設置する中井町工事等談合情報調査委員会（以下「調査委員会」という。）の審議の基に対応する。

### 2. 一般原則

#### (1) 情報の確認

契約課長等は、入札談合に関する情報があった場合には、基本原則の（1）への該当の有無を確認し、対応するか、しないかを決定する。

#### (2) 情報の整理

契約課長等は、（1）の確認及び対応の決定に際しては、できる限り当該情報の提供者の身元、氏名等を確認整理の上、談合情報報告書（様式1）を作成し、調査委員会の事務局（以下「事務局」という。）に送付する。

#### (3) 談合情報の報告

事務局は、（2）により、報告書等の送付を受けた場合には、速やかに調査委員会委員長に報告を行う。

#### (4) 事情聴取

調査委員会委員長は、（3）により談合情報があり対応することとした場合には、対象工事の入札参加者全員に対して事情聴取を行い、事情聴取書（様式2）を作成する。

#### (5) 調査委員会の招集及び審議

調査委員会委員長は、（４）により事情聴取書を行った場合には、調査委員会を招集し、当該情報の信憑性及び事情聴取結果並びにそれ以後の対応について審議する。

#### （６）公正取引委員会及び警察への通報

委員長は、調査委員会の審議を踏まえ必要と認めた場合には、公正取引委員会及び警察へ通報する。

#### （７）報道機関との対応

報道機関等に向けての発注者としての対応は、事務局が行う。

### 3. 具体的な対応

談合情報があった場合には、原則として、次に従い対応すること。

#### （１）入札執行前に談合情報を把握した場合

##### ア 談合情報の確認、整理

契約課長等は、入札談合に関する情報を受け、基本原則の（１）に該当する談合情報であると確認した場合には、情報提供者が匿名であっても情報の内容を談合情報報告書（様式１）にまとめ、速やかに事務局へ送付する。

情報提供者が報道機関である場合には、報道活動に支障のない範囲で情報の出所を明らかにするよう要請する。なお、新聞等の報道により、入札談合に関する情報を把握した場合にも、談合情報報告書（様式１）を作成するとともに事務局へ送付する。

##### イ 事情聴取

事情聴取は入札に参加しようとする者（以下「入札参加者」という。）全員に対して行うこと。事情聴取の時期は、入札までの時間、発注の遅れによる影響等を考慮して、入札日前の日において行うか、又は、入札開始時刻若しくは入札日の繰り下げにより入札を延期したうえで行うこと。聴取結果については事情聴取書（様式２）を作成する。

##### ウ 証拠を得た場合の対応

事情聴取等の結果、調査委員会で談合の事実があったと認められた場合には、入札を取り止める。

##### エ 事実があったと認められない場合の対応

（ア）事情聴取等の結果、調査委員会で談合の事実があったと認められない場合には全ての入札参加者から誓約書を提出させるとともに入札執行後談合の事実が明らかと認められた場合には、入札を無効とする旨の注意を促した後に入札を行う。

（イ）全ての入札参加者に対して入札時に工事費内訳書を持参させ、提示を求める。この場合は、入念にチェックする。

(ウ) 工事費内訳書のチェックにおいて、明らかに談合の事実があったと認められる場合には、ウにより対応する。

## (2) 入札執行後に談合情報を把握した場合

契約課長等は、入札執行後に談合情報があった場合には、入札後においては入札結果等を公表しており落札者及び落札金額は既に閲覧に供されていることに留意しつつ、以下の手続による。

### ア 契約締結以前の場合

#### (ア) 情報の整理

談合情報報告書(様式1)を作成し、速やかに当該書面の写しと入札書の写しを事務局に送付する。

#### (イ) 事情聴取

入札を行った者全員に対して、工事費内訳書の提示を求めるとともに、速やかに事情聴取を行い、聴取結果については、事情聴取書(様式2)を作成する。

#### (ウ) 証拠を得た場合の対応

事情聴取等の結果、調査委員会で明らかに談合の事実があったと認められる場合には、入札を無効とする。

#### (エ) 事実があったと認められない場合の対応

事情聴取等の結果、調査委員会で談合の事実があったと認められない場合には、入札を行った者全員から誓約書を提出させた上、落札者と契約を締結する。

### イ 契約締結後の場合

#### (ア) 情報の整理

速やかに談合情報報告書(様式1)を作成し、当該書面の写しと入札書の写しを事務局に速やかに送付する。

#### (イ) 事情聴取

入札を行った者全員に対して速やかに事情聴取を行うとともに必要に応じて工事費内訳書の提示を求める。聴取結果については、事情聴取書を作成する。

なお、事情聴取等の結果、調査委員会で明らかに談合の事実があったと認められる場合には、着工工事の進捗状況等を考慮して、契約を解除するか否かを判断する。

## 4. 個別手続きの手順等

公正取引委員会及び警察への通報、事情聴取等の手続きにおいては、次に掲げる事項に留意して行う。

### (1) 公正取引委員会及び警察への通報

ア 公正取引委員会及び警察への通報の事務は、調査委員会の事務局の報告を受け総務課長が行う。

#### イ 通報の時期

- (ア) 調査会議の審議が終了した時点
- (イ) 全ての処理が終了した時点
- (ウ) その他必要と認められるとき

ウ アの通報は、談合情報報告書（様式1）、事情聴取書（様式2）、誓約書（様式3）等を、様式4により資料送付する方法により行う。

エ 通報等の内容については、資料の範囲内での確な対応ができるよう整理しておく。

#### (2) 事情聴取の方法等

ア 事情聴取は、調査委員会委員長が行う。この場合、必要に応じ、指示した職員と併せて対応する。

イ 事情聴取は、結果を公正取引委員会及び警察へ通報することを伝え、個別に面談室等において、聞き取りを行う。

ウ 事情聴取結果については、別紙様式2により事情聴取書を作成する。

#### (3) 誓約書の提出等

ア 誓約書については、誓約書の写しを公正取引委員会及び警察へ送付する旨を事情聴取の対象者に通知した上で、別紙様式3を参考に事情聴取の対象者から自主的に提出させる。

イ 「入札執行後談合の事実が明らかと認められた場合には入札を無効とする旨」の注意を促す場合は、別紙1を参考として注意事項を読みあげる。

#### (4) 工事費内訳書のチェック

工事費内訳書の提示にあたっては、入札に際し、契約課長等及び積算担当者が立ち会い、第1回の入札において、全入札者が入札書を入札函に投函した後に契約課長等が工事費内訳書の提示を求め、談合の形跡がないかを入念にチェックし、工事費内訳書を入札者に返却した後に開札すること。

#### 附 則

このマニュアルは、平成12年4月1日から施行する。

#### 附 則

このマニュアルは、平成20年4月1日から施行する。